

令和3年度



四日市市職員採用試験要項

就職氷河期世代対象 34歳から45歳（令和3年4月1日時点）

第1次試験実施日 令和2年11月8日（日）

受付期間 令和2年9月16日（水）～ 令和2年10月23日（金）

○電子申請（インターネット）による申込みのみ 10月23日（金）23時59分【受信有効】

※パソコン、スマートフォンを所持していないなどの事情により、電子申請が出来ない場合は、個別にご相談ください。

四日市市総務部人事課

「31万人元気都市四日市」 の実現に向けて

雇用環境が厳しい時期に就職活動を行い、希望する就職ができなかったり、正規雇用の機会に恵まれなかったりなどの課題に直面している、いわゆる就職氷河期世代を対象とした職員募集を行います。

年齢：34歳から45歳までの人（令和3年4月1日現在）

学歴・職務経験：不問

1 募集職種と採用予定人員

募集職種	主な職務概要	採用予定人員
事務職	一般行政事務に従事します。	若干名

(注) 1. 外国籍の人については、採用後、公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる職に任用できません。

詳しくは「外国籍職員の任用に関する基準について」を参照してください。

2. 任期付職員（観光・シティプロモーション担当）についての採用試験要項及び受験申込書は別に用意してあります。

2 採用予定日 令和3年4月1日

3 受 験 資 格

次の要件を満たす人が受験できます。

1. 1975年（昭和50年）4月2日～1987年（昭和62年）4月1日に生まれた人
2. 地方公務員法第16条に定める欠格条項に該当しない人
3. 外国籍の人は、永住者または特別永住者の在留資格を有する人

※ 受験申込書に虚偽の記載等が確認された場合は、採用が取り消されることがあります。

※ 在留資格を証明する書類（住民票など）が必要となりますので、最終合格決定後に指示します。

☆ 地方公務員法第16条（欠格条項）

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験の日時、会場及び合格発表

区 分	日 時	会 場	合格発表（予定）
第1次試験	令和2年11月8日(日) 午前10時00分から 午後1時00分頃まで	四日市市総合会館 ほか (四日市市諏訪町2-2) ※応募状況により上記以外 の会場になる場合があります。	令和2年11月下旬 郵便にて受験者本人に通知すると ともに、四日市市役所ホームページ に掲載します。
第2次試験（予定）	令和2年12月12日（土）に第1次試験合格者について実施する予定です。試験日・会場等は、第1次試験合格通知の際に指定します。		

※やむを得ない事情により試験日時、試験会場、合格発表日等を変更する場合があります。その際は電子申請後に作成されるマイページでご案内します。

5 試 験 内 容

(1) 第1次試験の内容

職種区分	試験科目	試験時間(予定)	試 験 内 容
事務職	社会人基礎試験	120分	職務を遂行する上で必要となる基礎的な知的能力と適応性を検証とする試験 ①社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な 思考力を問う分野の3分野についての筆記試験（択一式） ②社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証する筆記検査 （択一式）
	適性試験	50分	主として職務遂行上必要な資質及び組織への適応性について測定するクレパ リン検査

(2) 第2次試験の内容（予定）

- ・ 第2次試験：面接試験 ※ 採用内定者には、健康診断を受診していただきます。

6 受 験 手 続

電子申請（インターネットによる申込み）

（1）申込方法（インターネット申込み）

ア 事前準備

①パソコン、スマートフォン（スマートフォン以外の携帯電話には対応していません）

・推奨環境について（推奨環境ではない場合、電子申請ができないことがあります）

Google Chrome 最新版

※ JavaScript が使用できる設定であること。

※ PDF を閲覧できる環境であること。（一部機能）

「Internet Explorer」は、電子申請に対応していませんのでご注意ください。

②本人のメールアドレス

（スマートフォンのメールアドレスの場合→ドメイン指定等の受信制限をされている場合は、[jinji@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:jinja@city.yokkaichi.mie.jp)及び @bsmrt.biz のメールを受信できるように設定してください。）

③顔写真のデータ ※ 3か月以内に撮影の上半身正面向き・脱帽の写真

（添付可能ファイルサイズは 75ピクセル×100ピクセル～360ピクセル×480ピクセルです。）

④受験票を印刷するためのプリンタ（コンビニエンスストアのプリントサービス等利用可）

⑤PDFファイルを読むためのソフト

「Adobe Acrobat Reader（Ver.5.0以上）」が必要です。

イ 申込手順

①四日市市役所ホームページ（<https://www.city.yokkaichi.lg.jp/www/contents/1596506660174/index.html>）

内にある「令和3年4月採用予定 四日市市職員の募集（就職氷河期世代対象）受験案内」で設ける「電子申請による申込」から申込専用サイトへ接続し、メールアドレス等を事前登録

②事前登録完了メールを受信後、メールに記載されたURLにアクセスし、マイページ内で受験者情報等を本登録

③本登録完了メールを受信し、登録完了

（2）注意事項

必ず、別紙「電子申請利用案内」を一読し、確認しながら申込みをしてください。

受付期間内に申込みが完了しなかった場合は、受験できません。（受付期間中は、24時間申込みを受け付けますが、保守点検作業等のためシステムを停止する場合があります他、受付期間終了の直前は、サーバーが混み合う可能性がありますので、余裕を持って申込みを行ってください。）

なお、使用される機器や通信回線上の障害等によるトラブルについては、一切責任を負いません。

（3）受験票

申込受付期間終了後、令和2年10月下旬までに受験票交付のお知らせに関するメールを送信しますので、各自で確認後、マイページへログインし、受験票を印刷した上で、**申込者本人が署名し、第一次試験受験の際に必ず持参してください。**

7 試 験 結 果 の 提 供

この試験に不合格になった人で希望者には総合順位と総合得点をお知らせします。以下の要領で申し出てください。

（1）対象者：第1次、第2次試験の不合格者

（2）内 容：第1次、第2次試験それぞれの総合順位と総合得点

（3）期 間：第1次、第2次試験それぞれの合格発表日から1か月間（土・日・祝日を除く）

（4）場 所：四日市市役所総務部人事課

（5）方 法：受験者本人が、受験票又は本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券等）を持参のうえ直接申し出ること

8 受験についての問い合わせ先

四日市市役所 総務部 人事課

☎ (059) 354-8120

E-mail jnjj@city.yokkaichi.mie.jp

※ 受験に際して取得した個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的では使用しません。

なお、提出書類については返却いたしません。

※ 車いす等を使用しているなど、受験時における配慮が必要な方は、受験申込の際にその旨を申し出てください。

外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使または公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、四日市市においては、外国籍の職員は次のような職務につくことはできません。

1 公権力の行使にあたる職務について

「公権力の行使」にあたる職務とは、次のとおりです。

- (1) 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務
- (2) 市民に対して義務や負担を一方向的に課す内容を含む職務
- (3) 市民に対して義務の履行を強制したり、強制力をもって執行する内容を含む職務
- (4) その他公権力の行使に該当することとなる職務

〔「公権力の行使」にあたる主な職務の例〕

生活保護の決定、占用許可、立入検査、各種許認可、改善措置命令、税の賦課・滞納処分、公害防止規制、都市計画の決定、建築制限、違反建築物取締、開発行為の許可、土地利用規制など

2 公の意思の形成への参画にあたる職について

「公の意思の形成への参画」にあたる職とは、四日市市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に関与する職であり、原則として専決権限を有する課長以上の職及び代決権限を有する課長補佐以上の職並びに本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職が該当します。

外国籍職員の任用にあたっては、公務員の基本原則に抵触しない職であればつくことができます。専門的な特命事項を担当する課長級以上の相当職及び課長専決権限を全部は適用しない出先機関の長並びに課長補佐相当職以下（本市の基本政策、人事及び財政等を担当する職を除く）の職（具体的には課付主幹、係長、主幹）への昇任は制限されません。

勤務条件（令和2年4月1日現在）

●給与

初任給 大学卒：207,570円 短大卒：185,790円 高校卒：170,390円
(金額は地域手当(10%)を含む)

☆初任給は、前職歴に応じて加算される場合があります。

☆諸手当として扶養手当、通勤手当、住居手当、地域手当、期末・勤勉手当(4.5月分)などが支給されます。

☆民間給与の動向に応じて改定される国家公務員給与に準拠して給与改定があります。

☆「四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則」が改正される場合があります。

●勤務時間・休暇

☆勤務時間 午前8時30分～午後5時15分(1週あたり38.75時間) (注)勤務場所により異なることがあります。

☆休日 土曜日・日曜日(完全週休2日制) 祝日・年末年始 (注)勤務場所により異なることがあります。

☆休暇 年次有給休暇が年間20日あり、残日数がある場合は翌年度に繰り越すことができます。

その他、結婚休暇、出産補助休暇など条例で定められた休暇があります。

●福利厚生

☆共済組合・職員共済会の事業として、各種福利厚生事業の充実を図っています。

- ・各種健康診断や人間ドックなどの実施により、健康な職場づくりを進めています。
- ・共済保養所、スポーツ施設と利用契約を結び、余暇利用を支援しています。